

2017年5月20日

渡辺 浩 (Watanabe Hiroshi)

人間文化研究機構／総合研究大学院大学

10



溫泉覽表

日本溫泉圖

（左側內容，因圖像模糊，文字難以辨認，但可見多行垂直排列的文字）

（右側內容，因圖像模糊，文字難以辨認，但可見多行垂直排列的文字）

（左側內容，因圖像模糊，文字難以辨認，但可見多行垂直排列的文字）

（右側內容，因圖像模糊，文字難以辨認，但可見多行垂直排列的文字）

②

大関	おほせき	上野草津
関	かん	伊豆熱海湯
小結	せきむす	下野笠原
前頭	まへづゑ	相模金堀
前頭	まへづゑ	豊後船府
前頭	まへづゑ	信濃浅湯
前頭	まへづゑ	陸前作並
前頭	まへづゑ	肥前温泉
前頭	まへづゑ	磐城三組
前頭	まへづゑ	紀伊湯崎
前頭	まへづゑ	石見温泉
前頭	まへづゑ	羽前五色
前頭	まへづゑ	加賀山中
前頭	まへづゑ	相模参沢
前頭	まへづゑ	全堂島
前頭	まへづゑ	出雲玉巻
前頭	まへづゑ	陸前湯田
前頭	まへづゑ	筑前湯町
前頭	まへづゑ	伊豆伊豆山
前頭	まへづゑ	信濃湯崎

「さうどく。ちうふう。せんき。かつけ 出雲ノ玉造」

→明治半ばころには、玉造温泉は全国的に有名な温泉

13

「同 雲州 玉造ノ湯」



④

2. 温泉の由来と災害

- 文献史料によって存在が確認できる最も古い温泉の一つか(出雲国風土記)

- 伝承1 平安時代ないし鎌倉時代 洪水による荒廃
- 伝承2 天正年間の地震と洪水による荒廃

(『湯之助文書』上、松江市教育委員会、史料1)

天正13年中部・近畿の地震? (『日本歴史災害事典』)

- 史料 宝永4年(1707)10月の地震による湯量現象

(同前書、史料7)

宝永東南海地震 南海トラフ M8.6 死者約2万人

出雲大社付近でも震度5強 (内閣府報告書『1707宝永地震』)

⑤

⇒温泉＝人間が自然現象を直接利用する一つのあり方

⇒地震を代表とする自然現象と表裏一体

⇒地域社会(松江藩)にとっては、温泉を持続可能な状態で利用する仕組みが必要

⑥

3. 温泉と身分

享保4年(1719)・宝暦4年(1754)

- 一之湯 藩主専用
- 二之湯 家臣、および従者のいる町人や僧侶
- 三之湯 下級武士・町人・百姓、妻子、従者

(『湯之助文書』上、史料14) (『松江市史 史料編』7、二章72)

＝①藩主が入湯するためのもの

②温泉でも身分の区別、ただし柔軟性
従者がいる者は武士身分に準ずる

＝現代の温泉との違い

⑦

4. 温泉の施設

- 御茶屋(藩主宿泊専用)
- 湯宿 24軒(家臣宿泊、藩主入湯時以外は旅館営業)

- 元湯の「湯坪」 寛文11年(1672)

①3尺(120cm)四方で深さ6尺(180cm)

②底は「石小砂」、「ねば土」を内外から詰める。

→湧き出たお湯を貯めておく施設か?

③堀と屋根

(『松江市史 史料編』7、二章69)

温泉のある玉造村をはじめとする六か村から人足を徴発して普請 ←藩の施設

- 二之湯以下の「湯坪」 湯の湧き出し口と湯船

⑧

・利用者数の試算

二之湯(武士) 3~5月 45人

料金「一廻り」(7日)=1人

→一廻りの客が45人×7日=のべ315人

315人÷90日=3.5人/日 =閑散！！

三之湯と下之湯(百姓・町人、従者)

3月 67人8分÷3分=226人分

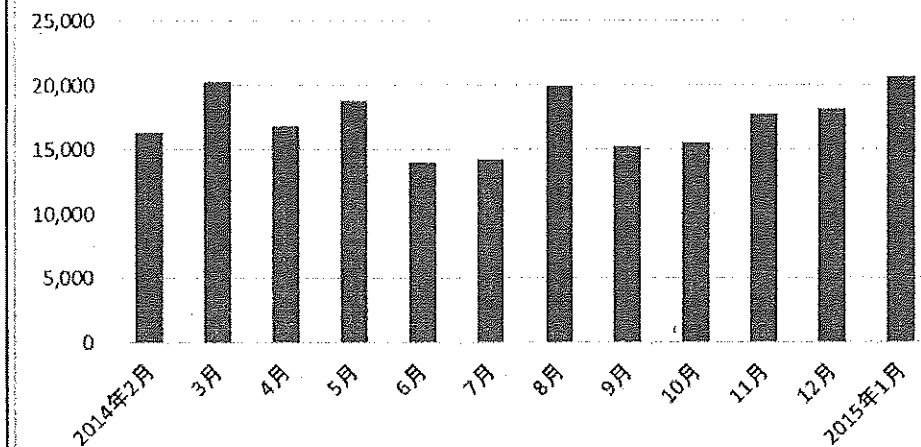
226×7日=のべ1,582人

1,582人÷30日=53人/日 =大衆的利用

現代と比べれば閑散

(17)

玉造温泉ゆ〜ゆ月別利用者数



『平成26年版 松江市観光白書(本編)』(松江市産業観光部)
「施設別観光入り込み客数」の表からグラフ化

(18)

(2) 藩主の利用例

7代治郷(不昧)と8代斉恒

寛政11年(1799)以降ほぼ毎年在国時期に入湯

文政2年(1819)まで

治郷(不昧)は江戸で隠居後も玉造温泉に行くために二度帰国。

二度目の文化13年(1816)には二度入湯

9代斉貴の初入湯は天保2年(1831)、初入国後3年目

入湯記録はこれを含め2回

10代定安の初入湯は安政2年(1855)、初入国後2年目

入湯記録はこれを含め4回 明治3年(1870)まで

(「上御入湯日記留」玉造神社所蔵)

→藩主の個性と政治情勢により差があったか？

(6代宗衍はそもそも在国することが少ない)

(19)

(3) 武士の利用例

(『松江市史 史料編』7、二章75)

桂田孫兵衛(知行高1000石、大番組)

年不明の2月、朝湯から出たあとに湯の鍵を持った

まま湯之助「湯の鍵の使用が終わったらすぐに鍵を

戻してほしい」と湯宿忠六に使いを通じて伝達

桂田「侍に対して使者で伝えるのは無礼である」と

言って帰る

清巖寺の仲介、謝罪、許される。

湯之助は、松江の桂田の所へ行き面会、

桂田は、「御懇ろの御意」

⇒温泉を提供する側が武士としての面目を立て

てあげる =温泉利用の江戸時代の特徴

(20)

(4) 町人の利用例

天保3年(1832)6月26日

松江有力商人滝川の手代太助 →三之湯

「早朝萬屋三人共ニ玉造リヘ行、今日モ天氣吉、私共夫婦一日休ニ申候」

「六月廿七日今日モ天氣吉早朝〇萬屋三人共ニ又玉造ヨリ帰ル」

(『大保恵日記』I、松江市教育委員会、113頁)

1泊2日の入湯「前日より翌日の二日」の湯賃規定

(『湯之助文書』下、史料100)と符合 〈観光の利用〉

嘉永4年(1851)5月22日

城下町の有力商人滝川新左衛門 →二之湯

が奉公人助次郎(手代太助の息子) →三之湯

を連れて逗留

(『大保恵日記』四)

主人は5泊6日 =湯治近世前期からの入浴方法

〈湯治の利用〉

⇒入湯方法の階層差。

2日という庶民の利用の増加が温泉社会変化の要因の一つ

(21)

8. 19世紀の変化

(1) 享和2年(1802) 新湯坪2つへの対応

(『松江市史 史料編』7、二章67)

湯之助の願書 下郡と組頭(広域村役人)あて

①新湯坪A設置願

「大長屋」(湯之助の長屋)と善十長屋との間

藩主入湯の際に、善十長屋から通路を付けて御目附

様が入湯されるようにしたい。

②新湯坪B設置願

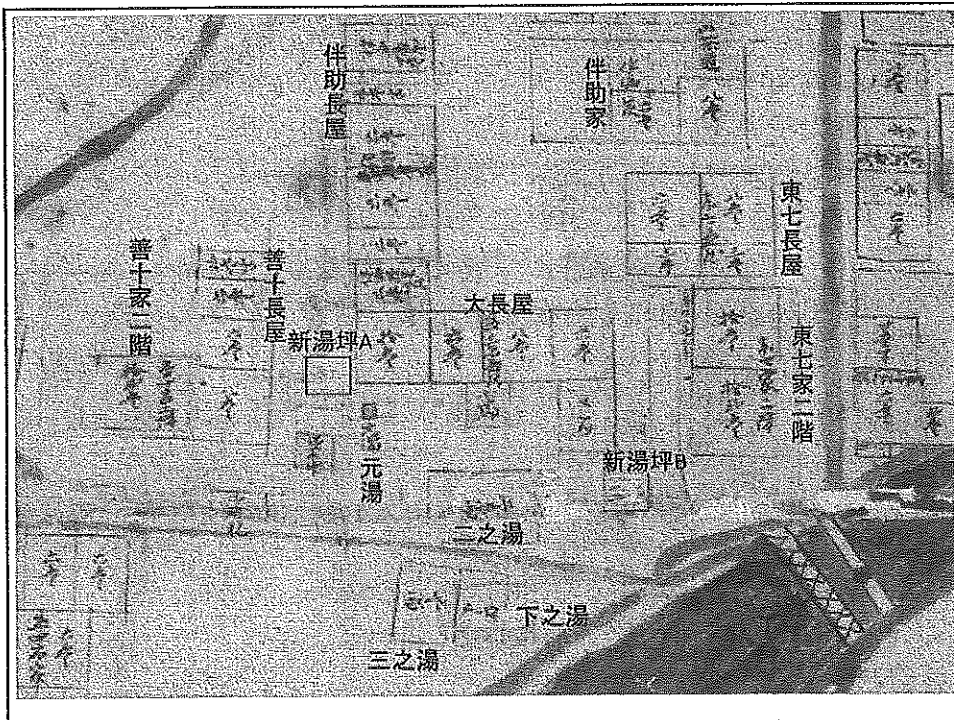
「大長屋」の南の方、戸口の前、東七居宅脇

東七居宅から通路を付けて御小姓様方を入湯させたい。

③平日は湯之助友吉付きの湯坪としたい。

結果:場所が湯之助の「御免地」(温泉権利地)であったため、
工事は湯之助が行う。

(22)



(23)

(2) 文化10年(1813) 東七家脇の湯坪修復問題

(『松江市史 史料編』7、二章55, 60-62)

湯之助;「難渋者」=経営不調

東七;「内証もよろしき者」=経営好調

どちらが修復するのなかなか決まらない。

湯之助は、自分が修復することにこだわる。

理由

①藩主入湯時の御小姓方の宿が東七になってしまうのではない。

②新湯坪の管理が湯之助の手を離れては湯賃の管理がおろそかになる。

⇒結果は不明。しかし、かつての湯之助の機能が低下している。

(24)